

公益社団法人計測自動制御学会
部門規程

制定・改正・廃止等履歴

年月日	制改廃	版	機関	事由
2010年 2月 24日	制定	v1.0	旧法人理事会	公益社団法人移行認定申請に伴い制定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人計測自動制御学会（以下、「本会」という。）定款第39条第2項により設置される部門に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第2条 部門は、理事会の決議により設置される。

- 2 部門運営を統括するために、理事会の下に部門協議会を置く。
- 3 部門を設置しようとするものは、10名以上の正会員連名の部門設置趣意書を、部門協議会の承認を得て、部門担当業務理事より理事会に提案し、承認を得るものとする。

(部門長)

第3条 部門に~~は~~、部門長を置く。

- 2 部門長は、部門を代表し、部門担当業務理事の指示により、部門内の管理を行う。
- 3 部門長は、部門で候補者を選考し、部門協議会の承認を得て、部門担当業務理事より理事会に提案し、理事会で選任される。
- 4 部門長の任期は1年とするが、原則として2期を超えての重任はできない。

(部門の組織と運営)

第4条 部門の事業を推進するために、部門運営委員会を置く。部門運営委員会の規程は、別に定める。

- 2 部門の組織と運営に関しては、必要に応じて各部門で細則を定めることができるが、法律上の機関である理事会等の権限を侵さないものとする。

(会計)

第5条 部門の活動に関する収支、資産及び負債などは、本会全体の会計として取り扱うものとし、部門独自の会計は持たない。

- 2 部門に会計幹事を置く。
- 3 会計幹事は、総務委員会の予算小委員会の委員として、部門の活動に関する収支、資産及び負債などについての会計業務を行う。
- 4 部門の活動に関する会計事務は、本会会計処理規則で定めるところによる。

(廃止)

第6条 部門の廃止は、理事会の決議によりこれを行う。

- 2 部門の廃止提案は、部門長より部門協議会に提案し支部協議会の議を経て、部門担当業務理事より理事会に提案し、承認を得るものとする。
- 3 廃止された部門に関する資産及び負債などは、部門協議会がこれを管理する。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、部門協議会及び理事会の議を経るものとする。

附 則

- 1 本規程は、2010年(平成22年)2月24日に特例民法法人(社団法人)計測自動制御学会の理事会で制定されるが、公益社団法人計測自動制御学会の登記設立をもって施行される。